國學院大學学術情報リポジトリ

尊敬用法の「る・らる」の位置づけ

メタデータ	言語: Japanese
	出版者:
	公開日: 2023-02-05
	キーワード (Ja):
	キーワード (En):
	作成者: 吉田, 永弘, Yoshida, Nagahiro
	メールアドレス:
	所属:
URL	https://doi.org/10.57529/0000302

合とは異なって汎用性は高くなく、用法に偏りがあるという特

尊敬用法の「る・らる」の位置づけ

吉田永弘

、本稿の目的

「尊敬」は、現代語の「れる・られる」で「尊敬」を表す場的後出の用法とされ、「自発」から生じたとする説など、その発生過程が問題とされてきた。り後出の用法とされ、「自発」から生じたとする説、「受身」から生じたとする説、「受身」から生じたとする説、「受身」から生じたとする説、「受身」から独するのが一般的である。このうち「尊敬」は、上代には用分類するのが一般的である。このうち「尊敬」の四種の用法に「る・らる」は「自発・可能・受身・尊敬」の四種の用法に

徴がある。その特徴は次の五点にまとめられる。

もに公を中心とした行事を表す場合に使われる、いわゆる「公動作主体を上位待遇するいわゆる「一般尊敬」のほかに、お①異なる二種の用法があること。

列をなし」、「せたまふ」「たまふ」よりも「敬度が低い」のいわゆる「一般尊敬」が「せたまふ」「たまふ」と「同一系②二種の用法には待遇価値の差があること。

(おおやけ) 尊敬」という用法がある(桜井 [一九六六])。

一系列をなすものではな」く、天皇という最高位者にも使用に対して、いわゆる「公尊敬」は「せたまふ」「たまふ」と「同

③使用される動詞に制約があること。できるという待遇価値の差が見られる(桜井[一九六六])。

a])。 b 一古では原則として活発な動きや他に対する働きを・賞罰・評定・命令など政治関係の用語か、政治関係の場の場の場の場のない「静的な動詞」が多く、「任いわゆる「公尊敬」は「政治に関係のある動詞」が多く、「任いわゆる「公尊敬」は「政治に関係のある動詞」が多く、「任いわゆる「公尊敬」は「政治に関係のある動詞」が多く、「任いわゆる「公尊敬」は「政治に関係のある動詞」が多く、「任いわゆる「公尊敬」は「政治に関係のある動詞」が多く、「任いわゆる「公尊敬」は「政治に関係のある動詞」が多く、「任

④位相の偏りがあること。

二種の用法とも、変体漢文資料に多く和文資料に少ない

ている(森野[一九六九、一九七一])。いわゆる「一般尊敬」は会話文で男性の発話での使用例に偏っられる場合には、地の文のほとんどがいわゆる「公尊敬」で、島[一九六九・五〇六頁]など)。また、『源氏物語』で用い

國學院雜誌

[一九七三]、堀畑 [二○○七] など)。せらるる」の形で最高敬語を表すようになる(此島a])、「たまふ」に代わる位置を占め、中世末期には「(さ)れるようになって動詞の制約がなくなり(吉田 [二○一四いわゆる「一般尊敬」は、中世には「動的な動詞」にも使わ⑤中世に用法が変化すること。

の諸用法の中で「尊敬」がどのような位置にあるのか考察する本稿ではこの点を踏まえ、「尊敬」の発生過程と、「る・らる」の偏りが生じたのかについて触れられることはほとんどない。が二種の用法のうちのどちらなのか、なぜ使用する動詞や位相が不

二、「尊敬」の発生過程の提案

ことを目的とする。

は井 [一九六六]の「一般尊敬」「公尊敬」の規定は曖昧なところがあるが、再規定を行うことによって二種の「尊敬」のところがあるが、再規定を行うことによって二種の「尊敬」のところがあるが、再規定を行うことによって二種の「尊敬」の機定は曖昧などは、「一九六六」の「一般尊敬」「公尊敬」の規定は曖昧ない。

A 主語が特定でき、主語の表す主体の直接的な行為を表

とは言えない例とは言えない例とは言えない例のできるが、主語の表す主体の直接的な行為

主語が特定できず、主語の表す主体の直接的な行為と

C

В

ることができる。

主語に着目すると、

用例1・2は主語が明示されていて特定

2

3

尊敬」に対応すると考えられる。 タイプAがいわゆる「一般尊敬」、タイプB・Cがいわゆる「公

は言えない例

例である。 用例1がタイプA、 用例2がタイプB、 用例3がタイプCの

1 僧· 都· 西塔二返テ、房ニシテ被云ケル様、

王, 王, 使ヲ遣テ此ノ男ヲ捕ヘテ獄ニ居ラレヌ。(今昔物語集、巻 (今昔物語集、巻五・一九)

卷一四·三九

毎年ノ公事トシテ、藤原ノ氏ノ弁官ヲ以テ勅使トシテ、 (今昔物語集、巻一二·三)

于今下遣シテ被行ル。

述語の行為に着目すると、タイプAの用例1「云ふ」は主語

う」、タイプCの用例3「行ふ」は主語の直接的な行為ではな く派遣された者の行為である。いわゆる「公尊敬」の行為は、 「主語の表す主体の直接的な行為とは言えない行為」とまとめ 「僧都」の直接的な行為であるのに対して、タイプBの用例2「

> 定できない。用例1と用例2は、主語が特定できる点では同じ できるが、用例3は想定すれば「天皇」か「朝廷」だろうが特

であり、タイプBの用例2は「主催者・責任者」である であるが、主語の性格は異なる。タイプAの用例1は「行為者」

ることとに着目すると、タイプB・CからタイプAが派生した 約があることと、タイプAとタイプB・Cに共通する動詞があ で、中古のタイプAに使用する動詞に「静的な動詞」という制 中古から見られるため出現時期からは明らかにできない。そこ タイプAとタイプB・Cの関係はどのようなものか。すでに

ものと想定することができる。

5 中宮被仰内親王付可給近江国五十戸之状、 使朝忠朝臣有被仰之事 (貞信公記、天慶二・一〇・二)

(光源氏) 「すべてにぎははしきに寄るべきなんなり」と (貞信公記、天暦九・七・一四)

6

る」と、中将憎む。 て笑ひたまふを、「こと人の言はむやうに心得ず仰せら (源氏物語・帚木、四〇頁

例4はタイプCの例で、主語は明示されていないが、 朝忠

朝臣を使として「仰す」行為をしているので、主語の直接的な

用

プB)かわからない。タイプBとしても、 行為とは言えない。 れる素地はある。 在者は明示されていないので、「中宮」の行為へと読み替えら 主語の直接的な行為(タイプA)か介在者の行為 用例5は 「中宮」が主語として明示されて 用例4と異なり、 (タイ

(2017年) ることができる。 いて「仰せらる」を用いるようなタイプAが派生したと想定す ここから用例6の光源氏の直接的な発話につ

第118巻第9号 しいが、 ある主語を上位待遇するという意味で「尊敬」と呼ぶにふさわ 思われる。 いわゆる「公尊敬」(タイプB・C)は主語の表す主 いわゆる「一般尊敬」(タイプA)は、 動作主体で

らいわゆる「一般尊敬」が派生するという想定ができるものと

以上のように、

従来の

用語で言えば、

V

わ ゆる

「公尊敬

か

する。

体の行為ではない(タイプCは主体さえ特定できない)ので「尊

とによって、 の母体となった用法ではあるが、「尊敬」ではないと考えるこ 敬」ではなく、「公尊敬」という名称も適当ではない。そこで、 いわゆる「公尊敬」にあたるタイプB・Cの用法をタイプBの 語に着目して「主催」と呼ぶことにする。「主催」は 第 節の②で示した待遇価値の不均衡の問題は解 「尊敬

消される(吉田

[]() | 四 b])。

國學院雜誌

三、「主催」の位置づけ

を通して事務的に行われる行為であることを表す。 表し、述語の行為は主語の表す主体による行為ではなく、 「主催」と「る・らる」の表す他の用法との関係について考察 「主催」は、 主 語が明示された場合は「主催者・ 本節では、 責任者」を 者

のいずれかから派生した用法ではなく、「自発 はじめに結論を述べると、「主催」は、 自発 · 可 可能・受身 能・受身

うに考えるのは、「自発・可能・受身」には、「主語の表す主体 と並ぶ一つの用法として位置づけられるものと考える。 えられ、その共通点を「主催」も持つ一方で、 の意志以外によって事態が実現する」という共通点があると考 他の三用法との そのよ

相違点を持っているからである。

過程. 実行の「意志」を指している。例えば、 志」によって実行する―― て事態が実現する」とする場合の「意志」とは、 。

る・らる」の表す共通点を「主語の表す主体の意志以外によっ 行為の実現を「望み」、その「望み」に沿って自らの「意 ーを考えた時に、 |望み」ではなくて 通常の行為の

ると言える。

7 太政大臣、 下りて舞踏したまふ。

、源氏物語・藤裏葉、一〇一七頁

という行為を望み、自らの意志によって自律的に行為している。 このような場合を主体の意志による行為と考える。行為が主体 の意志によって実現することを「意志的実現」と呼ぶことにす の例では、 主語の表す主体「太政大臣」が「下る」「舞踏す」

9

実現する場合とに分けることができる。以下にそれぞれ見てい して事態が実現する場合と、主体の行為としてではなく事態が 非意志的実現」の仕方について、主語の表す主体の行為と

くことにする。

a主体の行為として事態が実現する場合

可能」である。「自発」と「可能」は事態実現の望みがあると 主語の表す主体の行為として事態が実現するのが「自発」と

> 8 (二条院デ) 我も我もと装束き化粧じたるを見るにつけ ても、(光源氏ハ)かのゐ並み屈じたりつる(左大臣邸ノ)

解せるか否かによって分けられる。

気色どもぞあはれに思ひ出でられたまふ。

(源氏物語・葵、三一八頁、

自発)

に、紛るべき几帳なども、暑ければにや、うち掛けて、 へば、この際に立てたる屛風も端の方おしたたまれたる (光源氏ハ)隙見ゆるに、寄りて、西ざまに見通したま

いとよく見入れらる。

10

行為が主体の意志がなく実現することを「非意志的実現」と呼 る。それに対して、通常は主語の表す主体の意志を必要とする

ぶとすると、「る・らる」は「非意志的実現」を表す形式であ

(光源氏ハ)入りたまひて臥したまへれど、寝入られず。 源氏物語・空蝉、八六頁、 肯定可能

、源氏物語・花宴、二七三頁、否定可能

のである。このように、「自発」は、実現させようという望み 対照的な左大臣邸に対する感慨深い思いが自然に湧き起こった 行為をしたのではない。二条院での華やかな様子を見ることで 「光源氏」であるが、「光源氏」は自律的に「思ひ出づ」という 「自発」の用例8は、「思ひ出づ」という事態を実現したのは

のない事態が非意志的に実現していることを表す。

に近い表現領域に留まっている。肯定文で用いられた「可能 て「自発」と捉える見解もあるなど (渋谷 [一九九三])、「自発 て近寄っているが、屛風や几帳など遮るものがない状況によっ 定可能)」の用例9は、部屋の中を覗きたいという望みがあっ 例9・10は 「可能」の例である。 中古の「可能」は、すべ

> 期以降である(吉田[二〇一三・二〇一六])。 の実現の意を表す次のような例が見られるようになるのは院政

ができた(できない)」という主語の表す主体の意志的な行為

可能が「主体が努力をした結果、行為を達成すること

なお、

12 11 試ニ縄ヲ付テ曳見ムト思テ曳ニ、軽ク曳ルレバ、 (今昔物語集、巻一一・三一)

しばしかなでて後、(頭ニ被ッタ足鼎ヲ)抜かむとするに、

大方抜かれず。

(徒然草、五三段)

b主体の行為としてではなく事態が実現する場合

催」は、主語の表す主体の関与があるか否かによって分けられ 「受身」であり、「主催」もここに位置づけられる。「受身」と「主 主語の表す主体の行為としてではなく事態が実現するのが

國學院雜誌

が非意志的に実現した例と言える。このように、中古の否定可 て実現の可否が決まる行為ではなく、「寝入らず」という事態

自律的に行為した結果、行為ができなかったことを表す

る。

状況的な不可能の意を表している(吉田

ず」という事態が実現した例である。「寝入る」は努力によっ に戻って横になるものの、出逢った女性が気になって「寝入ら

能は、

例は見られず、

[1101六])。

第118巻第9号 (2017年)

を表している(吉田 [二〇一三])。一方、用例10の否定文で用

いられた「可能(否定可能)」は、「寝入る」望みがあって自室

ず、実現を望む事態が非意志的

(状況的) に実現していること

古の肯定可能は、自律的に行為して実現したという例は見られ

て「見入る」という事態が実現した例である。このように、

中

まず、「受身」は、 主語の表す主体の関与がなく、 主体以外

の他者が実現する意を表す。

13

する意を表しているとまとめられる。 表す主体の、 以上のように、 意志的ではなく非意志的な行為として事態が実現 中古の 「自発」と「可 能 は、 ともに主 語の

方弘は、いみじう人に笑はるるものかな。 、枕草子「方弘は」二一一頁)

16

近き几帳の紐に、

筝の琴のひき鳴らされたるも

14 思ふ人の、人に褒めらるるは、いみじううれしき。 、枕草子「頭弁の、職にまゐりたまひて」二四六頁)

用例13「笑ふ」、用例14「褒む」という事態は、主語の表す

て実現している。また、主体の「方弘」「思ふ人」は「笑ふ」「褒 主体の「方弘」「思ふ人」の行為ではなく「人」の行為によっ

む」という事態の実現に関与していない。このように「受身」は、

行為を表すことになる。 る意を表す。関与がないにもかかわらず、他者が事態を実現す 主語の表す主体の関与がなく、主体以外の他者が事態を実現す ることを表現する結果、 主語から見れば「受身」と呼ばれる所 他者から主語の表す主体への一方的な

以である。 に、「他者」とは言いにくい例があるからである。 なお、右に述べた「他者」には注釈が必要である。 次のよう

15 臥せる。 大きなる木の風に吹き倒されて、根をささげて横たはれ (枕草子「むとくなるもの」二三一頁

(源氏物語・明石、四六五頁)

用

として、意志ある生物に準じた無生物と捉えられるので、 用例16「ひき鳴らす」という事態はそれぞれ無生物の「風」「 が引き起こした事態である。これらは事態を実現させ得るもの ともに「非情の受身」の例であるが、用例15 「吹き倒す」、 紐

事務的な行為を表す場合に多く用いられる の行為から派生したものとして「他者」に含めて考えておく。 者を通して実現する意を表す。命令・許可・規定などに基づく 次に、「主催」は、主語の表す主体の関与がある事態を、他 (用例2~4は派遣

召し、御修法はいつとなく不断にせらるれば、 (光源氏ハ) 人にはけしき漏らさじと思せば、 験者など

17

された者の行為である)。 さらに例を挙げる。

中に験ある限りみな参りて、加持参り騒ぐ。 源氏物語・柏木、

仁王会など行はるべしとなむ聞こえはべりし。 「京にも、この雨風、いとあやしきもののさとしなりとて、

18

源氏物語・明石、 四四二頁

として修法が実現する。光源氏は「主催者」として修法に関与 例17は、 修法の直接的な行為者は験者なので、 験者の行為

している。

て求めれば朝廷か帝である。「行ふ」の行為者も示されていな は「主催者・責任者」を表し、述語の行為は主語の表す主体に 想定される。 いが、主語の表す主体ではない他者が介在して実現するものと 用例18は、 このように、「主催」は、主体が明示された場合 主語の表す主体が明確でない例で、

あり、 うに、「受身」とは他者の行為として実現するという共通点が 催者・責任者」の立場で関与があるという差異がある。このよ に対して、「主催」は主語の表す主体が直接行為はしないが「主 主語の表す主体の関与の有無という点で相違するのであ

第118巻第9号 (2017年)

による行為を表す。

行為の実現に対して、主語の

表す主体が関与しない

「受身」

よる行為ではなく、他者を通して事務的に行われるという他者

と一主催」を一連の文脈で用いている。 他者の行為に「主催者・責任者」として関与する「主 「使役」と類似したところがある。 次の例は「使役

國學院雜誌

19 楽寮の人召して、 る、急ぎ装束かせ給ひて、おろし始めさせ給ふ日は、 (光源氏ノ邸ノ六条院デハ) 舟の楽せらる。 唐め いたる舟造らせ給ひけ

> 一方で、「使役」の「造らす」「装束かす」「おろし始めさす」 源氏の行為ではなく他者の行為である点で共通している。その 造る」「装束く」「おろし始む」「舟の楽す」という事態は、光 しかし、「使役」と「主催」の表現の仕方は異なるようであ

源氏物語

·胡蝶、

七八一頁

の楽す」という事態は「らる」を用いて光源氏の意志的な行為 氏の意志的な行為であることを示すのに対して、「主催」の「舟 なっている。「使役」の「す・さす」が「たまふ」を後接する ではなく「雅楽寮の人」の行為であることを示している点で異

という事態が「たまふ」を後接して他者に強制するという光源

のに対して、「主催」の「る・らる」が「たまふ」を後接しな

いのは、「使役」の主語が「使役の主体」という行為主体であ

るのに対して、「主催」の主語は行為主体ではないという主語 さす」が「る・らる」を後接しない (堀畑 [二〇〇七]) 理 の性格が異なるためであると考えられる。また、中古の 「す・さす」と「る・らる」とで主語の性格が異なるためだろう。 従来、いわゆる「公尊敬」の特徴の一つとして挙げられる「主 で曲も、

体が漠然としている」という特徴は、「主催」の主語の表す主 体が「行為者」ではなく、 主体に表現上の焦点がないことの反

点で相違する。これをまとめると次のようになる。関与がある点で共通するが、主体の意志的な行為か否かという映だと思われる。このように、「使役」とは主語の表す主体の

主体の関与		〈共通点〉他者	
無	有	日の行為	
×	使役	有	意志
受身	主催	無	性

以上見てきた諸用法の関係をまとめると次のようになる。として、「受身」の他に「主催」を認めることができる。このように、他者の行為として事態が実現する意を表す用法

れ派生したものと捉えることになる。

主体の実現への望みがあると解せる…………「可能主体の実現への望みがあると解せない…………「自発a主体の行為として事態が実現する

主体の関与のある行為(他者を通した行為)…「主催主体の関与のない行為(他者からの行為)……「受身

b主体の行為としてではなく事態が実現する

他者の行為として実現する場合として、他者からの行為であ

実現する「可能」は非意志的に実現する「可能」から、それぞすることはあり得ることではないだろうか。そして、想定された「主催」は、「自発・可能・受身」と並ぶ用法として「る・た「主催」は、「自発・可能・受身」と並ぶ用法として「る・た「主催」は、「自発・可能・受身」と並ぶ用法として「る・これを認めることによって、「る・らる」に共通する意味をこれを認めることによって、「る・らる」に共通する意味をあることは従来想定されてこなかったる「受身」以外の場合があることは従来想定されてこなかったる「受身」以外の場合があることは従来想定されてこなかったる「受身」以外の場合があることは従来想定されてこなかった。



んでいるからだと考えられる。 困難であったのは、観察される最初の段階から異質な用法を含んでいるからだと考えられる最初の段階から異質な用法を含めが

四 主催 を設定する立場からの説明

のように説明できる。 を設定すると、 第一 節に示した尊敬用法の特徴は次

まず、①の二種の用法の関係について。本稿ではいわゆる「公

國學院雜誌 第118巻第9号 (2017年) 者・責任者」が「行為者」へと読み替えられて「尊敬」(タイ 表す用法であると捉え直した。そして「主催」の主語の 尊敬」(タイプB・C)を「主催」という他者を通した行為を 責任者」は介在者となる実際の行為者よりも上位の人物である プA=いわゆる「一般尊敬」)が派生したと考える。 「主催者 「主催

だろう。これによって、「受身」起源説で想定される格の転換 と考えられるので、主体を上位待遇する「尊敬」に転じ得たの を考えずに「尊敬」の発生過程が説明できる。 次に、②の二種の用法の待遇価値の差について。 V わゆる「一

当初は「たまふ」より表現領域も狭く、 はなくなる(第二節参照)。「主催」から派生した「尊敬」は、 尊敬」にあたる「主催」を「尊敬」とは考えないので、 重なる部分で「たまふ 問題で

尊敬」は最高位の人物も対象とするが、本稿では、いわゆる「公

般尊敬」は低位の人物を対象とするのに対して、

いわゆる「公

最後に、

④の位相の偏りについて。「主催」は介在者を通し

る。 に反するように見える過程はこのように考えることで説明でき を表す用法から最上位の敬意を表す用法になるという敬意逓減 せらるる」の成立 の使用範囲が上位者へ拡大し、中世後期の最高敬語の「(さ) ふ」と表現領域が重なり、「たまふ」の衰退に伴って「る・らる_ 語として使われた。やがて、中世に使用範囲が拡張して「たま と競合した。 次に、③の使用する動詞の偏りについて。「主催」は他者を ⑤の特徴は「尊敬」が拡張する過程として捉えられる。 その結果、「たまふ」より下位の人物に用 (堀畑 [二〇〇七]) につながる。 低い敬意 いる敬

にも使われ、 と考えられる。やがて、中世に確立期となって「動的な動 古では萌芽期の段階であるため「静的な動詞」に限られるのだ す」などの通達行為のような動詞から派生したと想定され、 一方「尊敬」は、「主催」で使われる、介在者を想定し得る「仰 られ、「行ふ」など事務的な手続きを必要とする動詞が多くなる。 通した行為に用いられるため、行事や政治に関する場面で用 動詞に制約がなくなる (吉田 [二〇一四a])。

中

行事や政治の場面が少ないからである。 漢文資料に用例が多くなる。和文資料で稀にしか現れないのは た政治的な行為に用いられるため、 古記録や古文書などの変体 使用場面の描写の多寡

偏りは、

ため現れなかったのだろう。

のとは異なり、 と「す・さす」の対立などに基づく、ある文体の特有語という 用例数の多寡と比例したのだと考えられる。その点で、「しむ」 変体漢文資料の「る・らる」に対応する他の形

式が和文にあったというのではない。ある文体に現れる表現が 使用場面がないため現れない場合がある。「主催」は後者の理 他の文体に現れない場合には、代わりの表現がある場合の他に、

由で位相の偏りがあると考えられる。また、中古の「尊敬」の

母体となった「主催」の持つ形式的・事務的な表現性

見なすからである。「尊敬」を「主催」からの派生と考える場 たのは、 を保持したことによる偏りだと思われる。 「尊敬」が上代に例が見られず、後出の用法であると 「尊敬」を「受身」や「自発」からの派生と考えてき

代に「主催」がなかったのではなく、記紀万葉が中心となる上 合には、 「主催」が上代に見られないことが問題となるが、上

代の資料的な制約によるものと考える。

行事や政

(-)

「可能→尊敬」

説の検証

の表現領域のうち「受身」と対応するところでしか用いられな 資料の場合、 治的手続などを表す場面が詠まれにくいので現れず、 漢語の「被・所」 が和語の「る・らる(ゆ・らゆ)」 和歌の場合、 正格漢文

五、 尊敬 の発生過程についての諸説の

ていきたい。 については、辛島 [二〇〇三] や川村 [二〇一二] で詳しく扱 われているので多くはそれに譲り、 が説明できるかどうかという点にある。その他の諸説の問題点 かどうかの検証は必要である。本稿の関心は、 えていないのは当然であるが、従来の説明がそのまま成り立 新たな事実が明らかになった場合、 「尊敬」の用法上の特徴のうち、中古に見られる①~④の問 最後に、「尊敬」の発生過程を論じた従来の説を検証する。 本稿の関心を中心に検証 従来の説がその事実を踏 第一 節に挙げた 0

いひその人の優越の地位に在るを示し、以て崇敬の意をあらは →敬語 な用法を「受身」として、「受身→自然勢(自発)→能力(可能 ていく。 「尊敬」への派生については、「その人にさる能力の存する由を まず、 (尊敬)」という直列的な展開を想定した。 現在では支持されることのない 山田[一九三六・三一九頁]は「る・らる」の根本的 可 能 起源説 可能 から見 か

に近い意味を表すという用法上の偏りがあることによる からの派生で説明されることがないのは、「可能」が「自発. すに至れるものなるべし。」と述べている。しかし、 現在 「可能」 (第三

橋本[一九六九・二八四頁]は

(イ)の立場で、「る・らる」

ることは、やはり困難であると思われる。 節参照)。この点を踏まえて「尊敬」の派生と①~④を説明す

次に、通説と言ってよい「自発」起源説について検証する。 「自発→尊敬」 説の検証

第118巻第9号 (2017年)

どちらの立場か曖昧な場合もあるが、分けて考えなければなら 的意味の「自発」から派生したと想定する立場(ロ)がある。 派生したと想定する立場(イ)と、「可能」「受身」と並ぶ個別 心的な意味の「自発」(ここでは「自発的意味」と呼ぶ) 「自発」起源説には、「る・らる」のすべての用法に共通する中 (川村 [二〇一二・二三三頁])。図示すると、次のように から

國學院雜誌

なる。

では、 が敬語的表現になる所以である」と述べている。(ロ)の立場 するという表現によって婉曲になり、 を概念内容に持つ語とした上で、「尊敬」は動作が自然に実現 せられている」ところから発生したとする。また、 さず、間接に自然の状態として云ひあらはすのが鄭重であると の根源的意味を「自ずからさうなる意味」として、「尊敬」は、 [一九四一・四六四頁]も同様で「る・らる」を「自然的実現」 「我国では、人の動作をその人がするとして直接に云ひあらは 次のように説明される。 「婉曲であるといふこと

あり、 ちで、遠回しに言い表わそうとしたところに由来すると考 可能・受身の用法は、 をあからさまに言い表わさず、しぜんそうなるという気持 法から、 えるわけである。(森野 [一九六四]) ふまえて発達することを考えると、おそらくは、自発の用 また、 敬語の用法が生まれたものであろう。 ふつう、 敬語表現が、 〈略〉その用法がかなりせまいの 間接的、 婉曲的表現を 貴人の行為 で

3 自発的 意味 -受身 白発 尊敬 可能 自発

尊敬

(イ) (ロ) どちらの立場の場合でも、 動作を自然に実 -13 -尊敬用法の「る・らる」の位置づけ

> 二点を説明することは困難である。一方、中心的な「自然にそ 対して|尊敬』はそうではないことの説明も必要となる。

この

明が必要となる。さらに「自発」は心情を表す動詞に偏るのに

が多いのに対して、「尊敬」の主体は非一人称であることの説

現したものとして婉曲的に表現することによって「尊敬」 生したと説明することになる。 が 発

 (Ξ)

「受身→尊敬」

説の検証

|受身||起源説は古く松下 [一九二八・三七三頁]

などに見ら

たと考える(ロ)の立場に立つ場合、「自発」の主体は一人称 問題がない。ただし、 行為の主体に変更はないため、格の転換を考えなくてよい点は また、「自発」の主体から「尊敬」の主体へ読み替えるに際して、 かれ(大野 [一九八七])、感覚的に納得できるところがある。 自発」起源説は、 しばしば日本人の思考法に結び付けて説 個別の用法としての「自発」から派生し

究はほとんどない。そのなかで、辛島 [二〇〇三] は、古文書 意を表すところから、される行為を「相手がする」という相手 から転じたとする。すなわち、「私が相手にされることを望む」 的対話性」の場において希求表現とともに用いられた「受身」 を中心とした詳細な調査に基づいて立論し、「尊敬」を 転換がなぜ起きたのか説明が必要であるが、その説明をした研 れるが、①~④の他に、二格補語とガ格主語の交替という格の 実用

難しいだろう。「自然にそうなる」という抽象的な意味を適用 うなる」意からの派生と考える(イ)の立場に立つ場合は、右 して婉曲に表現する場合、使用する動詞と位相に偏りが生じる の二点は問題ではなくなるが、やはり①~④を説明することは

から直接に行為を受けうる程の近い関係にあった―とすれば いても、「もとが受身表現であった―すなわち、 りを説明する。また、 いわゆる「一般尊敬」の敬意の低さに 話者が行為者

らである」(五六頁)と述べ、いわゆる「公尊敬」

の動詞の偏

係する政治的な色彩を帯びた動詞が多く使われるのは当然だか

ては、「上位者の行為を蒙る場合に、任免、賞罰、 いという位相の偏りと動詞の偏りを説明している。 て、このような派生の場を想定することで、男性の会話文に多 の行為に読み替えて「尊敬」が成立したとするのである。

後者につい

命令等に関

和文系の資料にはなぜ使われにくいのか、説明す

生じたのか、

るのは困難である。

わゆる「公尊敬」の

とは考えにくい。

わゆる「一般尊敬」の「静的な動詞」、い

政治的な動詞」という動詞の偏りがなぜ

解しやすくなるはずである」(五六頁)と述べている。

うに、「尊敬」の発生過程に関して①~④

の問題に対して正

師和

尚

ただし、いわゆる「公尊敬」といわゆる「一

般尊敬_

に言及

22

法師被弘

大同元年帰朝之日、 奉納三衣箱底、 『平安遺文』 六一号)

被安置当寺

相労仕奉、

後左右之事、 『平安遺文』四四三五号 如最澄法師命、

む」行為の責任者と見るのがよいのかもしれない。そのように しかし、用例22も、義真法師の直接的な行為というよりも「弘

捉えると、九世紀にはいわゆる「公尊敬」しかないことになる。

よび吉田 [二○一四b]) で論じて「主催」を設定したが、辛 いわゆる「公尊敬」を「尊敬」と見ることの問題は、第二節(お

とによって、 共起した実用的な対話の場を想定せずに用例を処理することが うに「受身」とは異なる「主催」が最初からあったと捉えるこ への派生という本稿の想定と矛盾しない実態でもある。このよ る。さらに、辛島の示す九世紀の実態は、「主催」から「尊敬 島の示す「尊敬」のほとんどは「主催」と捉え直すことができ 格の転換を伴う「受身」からの派生や希求表現と

使用された「主催」を、 できる用法であったと考えたほうが、 必ずしも希求表現と共起した例ではない。 主語の表す主体の直接的な行為ではな 古文書・古記録・和文で 場の制約がなく使用

できる。辛島の示した九世紀の例は、右の用例20~22のように、

な行為を表したいわゆる「一般尊敬」と見得る例は用例22くら 為とは言えないいわゆる「公尊敬」

いである (同じ表現が二例ある)。

官即被下省符

20

21

抑当社神躰者、

毘首羯磨之彫刻、

青龍相伝之形像也。先

『平安遺文』七五号)

の例がほとんどで、直接的

のように、主語の表す主体(「官」「先師和尚」)の直接的な行

國學院雜誌

例を含む)を見ると、次の用例20「下す」や用例21「安置す_

第118巻第9号 (2017年)

世紀の確実な尊敬用法」一四例(「尊敬」の可能性の高い例三

辛島が 「尊敬」のはやい例として挙げる「九

る点は興味深い。

為に使用していることに注意しておきたい」(四三頁)と述べ

はなく、太政官、

大宰府、

国衙等の朝廷の機関や寺院などの行

明確ではない。

今はその問題を置くとしても、辛島が「ほとんどが、

個人で

ようで、その場合の両者の関係がどのようなものかについては しているものの、それぞれ「受身」から派生したと捉えている

ているように、いわゆる「公尊敬」を「尊敬」の典型と見てい

と捉えられていた可能性も残る。仮に「尊敬」と捉えていたと

相手から話者への方向性がある用法だとすると、特殊な「受身」

いという共通点で把握することができるのである。

る」と訓読した例に「尊敬」の例が見られることを指摘し、「受 大坪[一九九八]では漢文訓読文の「見」を「る

(四)

「出来文」説の検証

の「見」の用法に「受身」から派生した「相手の行為が話者に 身」から「尊敬」が派生したことを論じている。これは、 漢語

う事態把握の仕方をする形式と捉える「出来文」説

の立場から

尊敬」となる仕組みを論じている。「る・らる」を用いること

く、「る・らる」を、主語を場として事態全体が生起するとい

川村 [二〇一二] は、いずれかの用法から派生したのでは

二二八頁])用法があり、それを「る・らる」で訓読した箇所 向かっていることを表している」(西田太一郎[一九八〇・

を「尊敬」と認めたことによる。日本語の「受身」に相当しな 敬」が発生したという翻訳を媒介にした派生の可能性はあるが、 い箇所に現れた「見」に「る・らる」をあてたことによって「尊 頁)ことから「尊敬」の意を表すとする。「る・らる」の多義 動作主性を消去することが行為の高貴さを表現する」(二六九 マナマしさ」)を消すことになり、そういう意味でその人物の で、「動作主体の意志的行為であることの即物性・具体性(「ナ

記述にはなっていない。いわゆる「公尊敬」については われていないこともあるが、「尊敬」の用法の偏りを踏まえた 性を論じることに主旨があるため、「尊敬」については重く扱

ゆる「一般尊敬」とどのような関係にあるのか明らかではない。 れているだけなので典型とは見ていないことはわかるが、 用法の特殊な一角」(二一一頁)にあるとして、簡単に触れら わ

られることはないが、「出来文」説では説明するの また、位相の偏りや動詞の制約がなぜあるのかについても論じ が難しいと

思われる。 ただし、「出来文」説は「〔ラレル〕 形述語の諸用法を単 0)

とともに用いているように、 るとも言えそうにないのも問題である。 和文での使用例が漢文訓読調であ

また、例えば、

もあり、和文・古記録での使用状況とは異なっているので、

ノカ」と訳している例)の「打」のような「動的な動詞」

の例

日

点、巻三九、15・11、大坪の挙例(七)で「ナゼ私ヲ打タレタ しても、「大徳、何が故ゞ見レンヌル打セ゚」(石山寺本四分律平安初期

本語にどのように広がっていったのか説明するのは難しいだろ

用例19では「しむ」ではなく「す・さす」

本稿で論じるような史的展開とは関心が異なるものと言える。 ている」(二七四頁)とのことなので汎時論的で抽象度が高く、

ない。ただ、ある用法が(日本語史のある時点で)成立し得る 尊敬用法が平安時代に成立したことなど)を否定するものでは が歴史的に時間差をもって成立・展開してきたこと(例えば、 ような可能性を、〔ラレル〕形は潜在的に有している、と考え

スキーマの適用として理解することは、[ラレル]

形の各用法

5

六、 本稿の結論

本稿で述べたことをまとめると次のようになる。 「一般尊敬」「公尊敬」と言われる二種の用法は、 主語の表

2 「尊敬」は行為主体を上位待遇する尊敬語であるが、「主催 である「主催」とに再規定できる。 す主体の直接的な行為である「尊敬」と他者を通した行為

國學院雜誌

3 責任者」を表す。 「尊敬」の主語は「行為者」、「主催」の主語は「主催者

は尊敬語ではない。

読み替えられることによって、「尊敬」が派生した。 「主催」の主語が「主催者・責任者」から「行為者」へと

> 6 「る・らる」は「非意志的実現」を表す形式であり、 現性を保持し、使用する場面・動詞に制約があった。 詞に偏って用いられた。「尊敬」は中古では「主催」の表 に用いられたので、変体漢文資料を中心に政治に関する動 の仕方には、a「主体の行為として事態が実現する場合」 「主催」は他者を通した行事や政治に関する事務的な行為 (自発・可能)と、b「主体の行為としてではなく事態が 実現

7「意志的実現」を表す「尊敬」「可能 (意志的)」はそれぞ れ「主催」「可能(非意志的)」から派生したものである。

実現する場合」(受身・主催)とがある。

8「主催」が上代に見られないのは資料的な制約があるため である。

9 別の「自発」「可能」「受身」からの派生と考えたりすると、 身・尊敬」の四用法に共通する意味があると考えたり、個 差について説明に窮するところがある。 「尊敬」の発生過程を説明するに際して、「自発・可能・受 「尊敬」の二種の用法と待遇価値の差、 動詞の偏り、 位相

問題を解消することを目指した。 催」を設定することで、従来の「尊敬」の二種の用法が抱える 以上のように、 本稿では、「自発」「可能」「受身」と並ぶ「主

- (1) 今井 [二〇一七] に現在の分類になるまでの用語の変遷がまとめられ
- 2 この観点による組み合わせには、「主語が特定できず、 次のような例がそれにあたるとも言える。 体の直接的な行為を表す例」も想定されるが、考えにくい。 主語の表す主 しかし、

文ヲ取テ馬ニ乗リ乍ラ行々ク披テ見レバ、尼君ノ手ニハ非デ、賤 (今昔物語集、卷一五·三九)

らかにされているので、「尊敬」と考える根拠はなくなった。本稿で 語とする受身の言い方の例外的用例があるようであるから、なお今後 られ、人以外のもの特に無生物については用いられなかったといわれ ように尊敬である」として、参照文献として松尾 [一九五二] を挙げ は右の例を「受身」の例として処理している。実際、 特徴が小杉 [一九七九]、金水 [一九九一]、川村 [二〇一二] 等で明 われる」(二五頁)とも述べている。その後、「非情の受身」の存在と われわれは充分に調査して、解釈の正確を期さなければなるまいと思 なした理由であることがわかる。ただし、松尾は「かなり無生物を主 ている」(二四頁)とあり、「非情の受身」がないことが「尊敬」とみ る。松尾には「受身の言い方は「人」が主語に立つ場合に限って用い 敬意の対象が不定の例として挙げ、「これらは、すでに言われている 桜井 [一九六六・一五二頁] では、このような例を 「公尊敬」と連なる、 右に続く箇所で

<u>b</u>

胸塞リテ、「……」ト思エテ読メバ、「……」ト書タルヲ見ルニ

語の表す主体の直接的な行為を表す例」に該当する例はないものと思 のように、「受身」と考えられる例を除くと、「主語が特定できず、主 とあり、手紙の書き手が確かに尼君だと判明した後に「書タル」を用 いていることからも、「被書」が「尊敬」であるとは考えにくい。こ

ただし、注 (2) に示したように、完全に対応するものではない。

3

- 4 「非情の受身」のすべてが無生物が引き起こした例というわけではな たむ」は人物の行為と考えられる。「非情の受身」の用法については、 金水 [一九九一]、川村 [二〇一二] に詳しい。 い。例えば、用例9の「屛風も端の方おしたたまれたる」の「おした
- 正確に言えば、「受身」は、「主語の表す主体の関与がなく、
- 5 6 細江 [一九二八] は、「る (ゆ)」語尾を印欧古語に見られる中相 (Middle の何かが事態を実現する意を表す」という言い方になる。
- 7 図は派生関係を示したものであり、中世にも「自発」「受身」「主催. はある (ただし 「主催」 はやがて 「尊敬」 に吸収される (吉田 [二〇一四 があると考える本稿にとって、興味深い指摘である。 得ることを述べている。「る・らる」に「使役」と類似した Voice)と同様の形式とし、中相が「受身」とともに「使役」を表し
- 8 森野 [一九七一・一三四頁] では、「「被」と密着して記録体で発達し 身」の形を取ることで相手の行為を婉曲的に表現して「尊敬」が派生 から、「受身」からの派生という立場をとり、相手の行為を受ける「受 たこと、和文系の作品では「仰せらる」がとび抜けて目立つところ_ したと捉えている。
- 『漢語大詞典』では「見」に「用在動詞前面、称代自己」として「自己」 見る説もあるなど諸説あることが瀬間 [二〇一五] に示されている。 の用法を認めている。漢語の「見」の捉え方については、「尊敬」と

9

使用テキスト

※引用にあたって表記を改めたところがある。また、 徒然草(新日本古典文学大系、岩波書店)、貞信公記(大日本古記録、岩波 源氏物語(『源氏物語大成 校異篇』中央公論社)、枕草子・更級日記 書店)、平安遺文(東京堂出版 日本古典文学全集、小学館)、今昔物語集(日本古典文学大系、岩波書店)、 検索には、東京大学史料編纂所のフルテキストデータベースを利用した。 古記録・平安遺文の (新編

今井亨 [二○一七]「「る・らる」の意味術語「自発」の定着まで―古典文

(2017年)

辛島美絵 [二〇〇三] 『仮名文書の国語学的研究』清文堂出 大野晋 [一九八七]『文法と語彙』岩波書店 大坪併治[一九九八]『国語史論集 下』 風間書房、第四部・一二「漢文訓 読文で「見」を「る・らる」と読む場合の一考察」 法の実用の歴史―」『岐阜聖徳学園大学国語国文学』36

第118巻第9号

渋谷勝己[一九九三]「日本語可能表現の諸相と発展」『大阪大学文学部紀 桜井光昭[一九六六]『今昔物語集の語法の研究』明治書院 此島正年 [一九七三] 『国語助動詞の研究 体系と歴史』桜楓社

金水敏[一九九一]「受動文の歴史についての一考察」『国語学』 川村大[二〇一二]『ラル形述語文の研究』くろしお出版

164

小杉商一 [一九七九]「非情の受身について」『田辺博士古稀記念助詞助動

國學院雜誌

築島裕[一九六九]『平安時代語新論』東京大学出版会 瀬間正之 [二○一五] 「上代日本語敬語表記の諸相― 「見」 「賜」 「奉仕」 「仕 一一」『上智大学国文学科紀要

33巻1号

時枝誠記[一九四一]『国語学原論』岩波書店

橋本進吉[一九六九]『助詞・助動詞の研究』岩波書店 西田太一郎 [一九八〇] 『漢文の語法』 角川書店

細江逸記 [一九二八] 「我が国語の動詞の相 形式の分岐するに至りし原理の一端に及ぶ」『岡倉先生記念論文集』岡倉 (Voice) を論じ、 動詞の活

松尾聡[一九五二]『古文解釈のための国文法入門』 堀畑正臣 [二〇〇七] 『古記録資料の国語学的研究 清文堂

先生還暦祝賀会

松下大三郎[一九二八]『改撰標準日本文法』紀元社

森野宗明 [一九六四] 「敬譲(含丁寧)・古典語 る・らる」 『国文学 と教材の研究』 9巻13号、『古代語現代語助詞助動詞詳説』 (学燈社、

森野宗明[一九六九]「国語史上よりみたる「讃岐典侍日記 て―待遇表現を中心に―」『佐伯博士古稀記念国語学論集』 一九六九)所収 一表現社 の用語につい

山田孝雄[一九三六]『日本文法学概論』宝文館 森野宗明[一九七一] 「古代の敬語Ⅱ」 『講座国語史5 敬語史』大修館書店

吉田永弘[二〇一三]「「る・らる」における肯定可能の展開」『日本語の研

吉田永弘 [二〇一四b] 「いわゆる 「公尊敬」 について」 『日本語文法史研究 吉田永弘 [二〇一四a] 「「る・らる」の尊敬用法の拡張」 『説林』 究』9巻4号

吉田永弘[二〇一六]「「る・らる」における否定可能の展開_ 2、ひつじ書房 『国語研究

ここに記して御礼申し上げる ものである。席上その他で、多くの方からさまざまなご意見ご教示を賜った。 での研究発表に基づき、その後非公開の研究会等での議論を経てまとめた 本稿は、第15回日本語文法学会(二〇一四・一一・二三、大阪大学)